

課外活動団体に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神奈川大学（以下、本学）学生の課外活動の振興を図ることを目的として、本学が公認する課外活動団体の取扱について定める。

(認可の要件)

第2条 課外活動団体が本学の公認する課外活動団体（以下、「公認の部」という）になるためには、学生生活支援部長の認可を受けなければならない。

2. 課外活動団体が前項の認可を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 専任教職員の部長又は顧問が置かれていること。
- (2) 団体に関する規則・規程等が置かれていること。
- (3) 原則として10名以上の本学学生で構成されていること。
- (4) 団体の構成員から、一定額の課外活動費（部費）を、定期的に徴収していること。
- (5) 団体として、3年以上の活動歴があり、継続していること。
- (6) 複数の学科及び学年で構成されていること。
- (7) 学内における特定の政治的実践活動および特定の宗教的宣教活動を目的としないこと。
- (8) 活動主体等が本学以外に存在し、その支部等として運営する団体ではないこと。^(注)
- (9) 本学にすでに同種目または同分野の課外活動団体が存在しないこと。^(注)
- (10) 本学代表として本学名称を掲げて学内外で活動する団体であること。^(注)

(注) 第8号、第9号ならびに第10号は、2019年度以降に申請された団体のみに適用する。

(認可申請書類)

第3条 課外活動団体が前条の認可を受けるためには、毎年5月末日までに、次の書類を添えて学生生活支援部長へ願出するものとする。

- (1) 公認の部の認可申請書
- (2) 団体の規約（規則規程等）
- (3) 部長又は顧問の就任承諾書
- (4) 団体名簿
- (5) 活動実績報告書
- (6) 活動計画書及び収支予算書（申請年度分）
- (7) 収支決算書（前年度分）

(準公認の部の認可)

第4条 学生生活支援部長は、前条により公認の部の認可申請があった場合は、これを学生生活支援委員会に諮り、次の要件をすべて満たすと認められた場合には、当初の2年間は準公認の部とする。

- (1) 第2条第2項の要件を満たしていること。
- (2) 学内における活動諸環境が整備されていること。

(公認の部の認可)

第5条 学生生活支援部長は、前条の期間経過後、準公認から公認の部への認可申請があり、第4条の要件をすべて満たしている場合には、学生生活支援委員会の議を経て準公認の部を公認の部とすることができる。

2. 学生生活支援部長は、本学の教育活動の充実、活性化などを目的にして、本学からの特別な認可要請がある場合に限り、第2条第2項、第3条の書類提出期日及び第4条に関わらず、学生生活支援委員会の議を経て準公認の部または公認サークルを公認の部とすることができる。

(報告義務)

第6条 公認の部及び準公認の部は、毎年5月末日までに、次の書類を添えて課外活動状況を本学へ報告しなければならない。

- (1) 公認課外活動団体概要
- (2) 団体名簿 (当該年度分)
- (3) 決算書 (前年度分)
- (4) 予算書 (当該年度分)
- (5) 部長・顧問就任承諾書
- (6) 活動実績報告書
- (7) 部室利用許可願

(認可の取消)

第7条 学生生活支援部長は、次のいずれかの場合、学生生活支援委員会の議を経て、公認又は準公認の部としての認可を取り消すことができる。

- (1) 第6条に定める報告義務を怠った場合。
- (2) 第2条第2項に定める認可の要件を満たさない場合。
- (3) 大学の名誉を著しく傷つけた場合。
- (4) 課外活動団体より、認可の取消の申し出があった場合。
- (5) その他、認可の取消が必要と判断した場合。

(活動停止の処分)

第8条 学生生活支援部長は、次のいずれかの場合、公認又は準公認の部に対して、活動停止の仮処分を科すことができる。

- (1) 団体の活動が不相当と認められた場合。
- (2) その他、活動停止が必要と判断した場合。

2. 前項の規定に基づく仮処分が行われた場合には、直近に開催される学生生活支援委員会において、その妥当性を審議するものとする。

3. 前項による審議の結果、第1項の規定に基づく仮処分が妥当と認められた場合、これを正式な処分とする。また、仮処分が不相当と判断された場合には、学生生活支援部長は仮処分の取消しを行うものとする。

(学内施設利用禁止の処分)

第9条 学生生活支援部長は、次のいずれかの場合、公認又は準公認の部に対して、課外活動の適正化のために、指定された学内施設の利用を禁止する処分を科すことができる。

- (1) 団体の活動において安全性が確保されないと判断した場合。
- (2) 団体による学内施設の利用が不適切と判断した場合。
- (3) その他、学内施設の利用禁止が必要と判断した場合。

(援助金)

第10条 公認の部及び準公認の部には、別に定める「神奈川大学教育振興基金規程」により援助金を交付する。

(部長、顧問等の旅費)

第 11 条 学生生活支援部長から委嘱を受けた課外活動団体の指導者のうち、教職員に限り、所属団体の公式試合、競技会、公演会、合宿等に同行するときは、別に定める「学校法人神奈川大学旅費規程」により、旅費を支給する。

(活動支援団体（文化部門）の指定)

第 12 条 学生生活支援委員会は、別に定める「活動支援団体（文化部門）制度」に基づき、活動支援団体（文化部門）を指定することができる。

(事務の所管)

第 13 条 本要綱に定める事項の取扱部署は、学生課とする。

附 則

1. この取扱要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用し、平成 4 年 4 月 1 日付施行の「学生の課外活動団体取扱要綱」は廃止する。
2. 平成 6 年 4 月 1 日現在、既に公認の部として認可されている団体については、本要綱第 5 条により設立されたものとして取り扱う。

附 則

この取扱要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要綱は、平成 17 年 3 月 16 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取扱要綱は、平成 29 年 12 月 20 日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この取扱要綱は、平成 31 年 4 月 17 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この取扱要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この取扱要綱は、令和 5 年 5 月 17 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。